

第百七十六号議案

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年九月二十八日

提 出 者 東 京 都 知 事 小 池 百 合 子

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例  
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十七年東京都条例第百三号）の一部を次のように  
改正する。

第五条の二第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第四十五号）の施行に伴い、規定を整備する  
必要がある。

第百七十六号議案 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正  
する条例 一